

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
施設整備基本計画等作成業務委託

公募型プロポーザル
募集要項

平成27年2月23日
印西地区環境整備事業組合

目次

第1節	総則	1
第2節	参加申し込み	4
第3節	現地説明会	5
第4節	質問及び回答	6
第5節	プロポーザル資料の提出	7
第6節	評価組織及び評価項目・評価基準等	9
第7節	評価方法及び最優秀提案者の選定	10
第8節	失格要件等	13
第9節	情報公開	14

別紙1 公募型プロポーザルの評価項目等一覧

別紙様式1 参加申込書

別紙様式2 業務の実施体制

別紙様式3 現地説明会参加申込書

別紙様式4 質問書

別紙様式5 プロポーザルテーマ1 【これまでの経緯の総括】

別紙様式6 プロポーザルテーマ2 【業務の実施方針】

別紙様式7 プロポーザルテーマ3 【周辺住民との共存共栄】

別紙様式8 プロポーザルテーマ4 【自然災害の教訓に学ぶ施設整備】

別紙様式9 プロポーザルテーマ5 【収益施設運営の可能性及び効果的な事業スキーム】

第1節 総則

第1項 業務名

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画等作成業務委託
(以下「本業務」という。)

第2項 本要項の目的

この要項は、本業務を公募型プロポーザル方式により執行するために必要な事項を定めることを目的とする。

第3項 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務が担任する分野は多岐に亘り、また、最適な成果の水準が予め特定されないことなどから、応募者の能力及び提案内容等を総合評価したうえで最適な随意契約の候補を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、プロポーザル方式を採用するに当たり、幅広い応募を促進させ数多くの提案等を見極めたいことから、プロポーザルの型式は公募型を採用する。

第4項 本業務の目的及び内容

本業務の仕様書第1章第1節第2項及び第2章各節各項を参照のこと。

第5項 提案限度額

18,360,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,360,000円）

第6項 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は、次のとおりとする。

(1) 本業務の公告日から参加申込書の提出期限までの間において、次の①から⑤に掲げる事項のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

また、参加申込書を提出し組合が受理した後であっても、契約締結までの間において同事項のいずれかに該当した者は、失格とする。

- ①印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は他の公共団体から同様の措置を受けている者。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。

- ④本業務の契約締結日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑤警察当局等から暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準じる者として排除要請があり、当該状態が継続している者。
- (2)平成16年度以降において、本業務に類似した一般廃棄物処理施設の整備に関する業務委託(業務が完了し引渡し済んだ地方公共団体の発注に限る)の受注実績を有する者であること。
- (3)直接的な雇用関係にある従業員の内から、次の①から④に掲げる担当者を選任することができる者であること。
- なお、各担当者間の兼任はできないものとする。
- ①統括担当者(1人选任)
主任担当者と同等以上の業務経験を有する者で、本業務の統括的な指揮・監督を担任する。
- ②照査担当者(1人以上選任)
主任担当者と同等以上の業務経験を有する者で、成果品の照査を担任する。
- ③主任担当者(1人以上選任)
平成16年度以降において、本業務に類似した一般廃棄物処理施設の整備に関する業務経験(業務が完了し引渡し済んだ地方公共団体の発注に限る)を5年以上有する者で、本業務の指揮・監督及び組合との業務打合せを担任する。
- ④担当者(1人以上選任)
平成16年度以降において、本業務に類似した一般廃棄物処理施設の整備に関する業務経験(業務が完了し引渡し済んだ地方公共団体の発注に限る)を1年以上有する者で、主任担当者の補佐を行うことその他、主任担当者が不在の際は組合との業務打合せを担任する。

第7項 事務局(書類の提出先)

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進班

TEL: 0476-46-2734

担当者: 浅倉(内線261)・川砂(内線263)

第8項 スケジュール

手続き	受付開始日及び提出期限日等	関係項目
参加申込書の受付開始（公告日）	平成27年2月23日（月）	第2節第1項（3）
現地説明会参加申込書の受付開始	平成27年2月23日（月）	第3節第2項（3）
質問書の受付開始	平成27年2月23日（月）	第4節第1項（3）
現地説明会参加申込書の提出期限	平成27年3月9日（月）	第3節第2項（3）
現地説明会参加受理書の送付	平成27年3月11日（水）	第3節第3項
現地説明会の開催	平成27年3月13日（金）	第3節第1項（1）
参加申込書の提出期限	平成27年3月16日（月）	第2節第1項（3）
参加資格確認結果通知書の送付	平成27年3月18日（水）	第2節第2項
プロポーザル資料の受付開始	平成27年3月19日（木）	第5節第1項（4）
質問書の提出期限	平成27年3月23日（月）	第4節第1項（3）
プロポーザル資料の提出期限	平成27年3月31日（火）	第5節第1項（4）
発表資料作成データの提出期限 ※必要に応じて提出	平成27年4月8日（水）	第7節第2項（9）
1次評価結果通知書の送付	平成27年4月13日（月）	第7節第1項（3）
2次評価（ヒアリング）の開催	平成27年4月15日（水）から 平成27年4月17日（金）の間	第7節第2項（4）
2次評価結果通知書の送付	平成27年4月22日（水）	第7節第4項
契約締結（予定日）	平成27年4月27日（月）	第7節第6項

第2節 参加申し込み

第1項 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

①参加申込書（別紙様式1） 1部

②第1節第6項（2）で規定する受注実績を確認する書類として、最新1件分の契約書及び仕様書の写し。 各1部

③第1節第6項（3）で規定する各担当者が、直接的な雇用関係にある従業員か確認する書類として、雇用契約書等の写し。 各1部

※当該確認に必要なない情報は黒塗りのこと。

④第1節第6項（3）で規定する各担当者の選任を確認及び評価する書類として、業務の実施体制（別紙様式2） 8部

※本書類は、プロポーザル資料の一部となる。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出した場合は、速やかにその旨を電話連絡すること。

(3) 提出期間

平成27年2月23日（月）から平成27年3月16日（月）17時まで（必着）

第2項 参加資格確認結果通知書の送付

(1) 送付日

平成27年3月18日（水）

(2) 送付先

全ての参加申込者

第3節 現地説明会

第1項 現地説明会の概要

(1) 開催日時

平成27年3月13日（金）14時から（2時間程度）

(2) 説明内容

建設候補地として選定された吉田地区及び当該地区周辺の状況

(3) 参加人数の制限

各者2人までとする。

(4) 備考

①本現地説明会では、一切の質問を受け付けない。

②本現地説明会への参加の有無自体は、本プロポーザルの評価に一切影響しない。

③利害関係者との不適切な接触等を避けるため、本プロポーザルの公告日から最優秀提案者が選定されるまでの間、本プロポーザルの参加者及び参加予定者は、本現地説明会以外の機会に吉田地区及び当該地区周辺の現地調査を行うことを禁じる。

④集合場所等の詳細事項は、第3項で規定する現地説明会参加受理書に記載する。

第2項 現地説明会の参加手続き

(1) 提出書類

現地説明会参加申込書（別紙様式3）**1部**

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出した場合は、速やかにその旨を電話連絡すること。

(3) 提出期間

平成27年2月23日（月）から平成27年3月9日（月）17時まで（必着）

第3項 現地説明会参加受理書の送付

(1) 送付日

平成27年3月11日（水）

(2) 送付先

全ての現地説明会参加申込者

第4節 質問及び回答

第1項 質問の手続き

(1) 提出書類

質問書（別紙様式4） **質問の都度1部**

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出した場合は、速やかにその旨を電話連絡すること。

(3) 提出期間

平成27年2月23日（月）から平成27年3月23日（月）17時まで（必着）

(4) 備考

①質問書は、提出期間中、何度でも提出できるものとする。また、回答書に対する質問書の提出もできるものとする。

③参加者名、プロポーザル審査委員会の委員名、プロポーザルテーマの着目点等、本プロポーザルの評価に影響を及ぼす恐れのある質問を含む質問書は、受け付けない。

第2項 質問書に対する回答

質問の都度、当該質問書を受け付けた日の翌日から起算した3日後（土日祝日を除く）の17時までに、当該質問書に対する回答書を組合のホームページに順次掲載する。

<http://www.inkan-jk.or.jp/>

第3項 回答書の取り扱い

最終的な回答書を仕様書等の契約書類に対する追加又は修正として取り扱う。

第5節 プロポーザル資料の提出

第1項 プロポーザル資料の提出

(1) プロポーザル資料を提出できる者

第2節第2項で規定する参加資格確認結果通知書に「参加資格を満たしている」と記載されている者とする。

(2) 提出資料

①見積書（任意様式）**1通**

※見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含んだ総額を記入すること。

※見積書の宛名は、「印西地区環境整備事業組合 管理者 板倉正直」と記載すること。

②プロポーザルテーマ1（別紙様式5）**8部**

タイトル：【これまでの経緯の総括】

用紙枚数：2枚以内とする。

記述内容：平成25年度以降の次期中間処理施設整備事業用地検討委員会における調査審議から建設候補地が選定された現在までの間における主要な経緯を簡潔に纏めながら、残された課題を記述する。

③プロポーザルテーマ2（別紙様式6）**8部**

タイトル：【業務の実施方針】

用紙枚数：6枚以内とする。

記述内容：「本業務を適切かつ円滑に履行するための基本的な実施方針」、「残された課題に対する解決手法」、「仕様書の改善提案」、「作成する図面（施設配置図等）の種類」、「他者に一部再委託する場合又は学識経験者等から技術協力を得る場合の相手先、業務範囲及び理由」等を記述する。

④プロポーザルテーマ3（別紙様式7）**8部**

タイトル：【周辺住民との共存共栄】

用紙枚数：5枚以内とする。

記述内容：清掃工場は、更新も含めると半世紀以上という長期間に亘り操業を継続することから、周辺住民の方々のご理解とご協力を得ることが施設整備及び操業における最も重要な課題の1つとなるが、一部では未だに迷惑施設と受け止められてしまう状況下、そうした従前のイメージを払拭し、周辺住民の方々と共に育む歓迎施設とするために必要な要素及び基本的な考え方について、地域特性を考慮しながら施設整備基本計画と地域振興策の両面から提案する。

⑤プロポーザルテーマ4（別紙様式8）**8部**

タイトル：【自然災害の教訓に学ぶ施設整備】

用紙枚数：3枚以内とする。

記述内容：近年発生した大地震及び異常気象がもたらすゲリラ的な集中豪雨等による未曾有の大災害を教訓とし、各種自然災害への対策及び中間処理施設が持つべき機能や役割の基本的な考え方について、地域特性を考慮しながら提案する。

⑥プロポーザルテーマ5（別紙様式9）**8部**

タイトル：【収益施設運営の可能性及び効果的な事業スキーム】

用紙枚数：4枚以内とする。

記述内容：地域振興策の1つとして考えられる「発電した電力や排熱を利用する付帯施設」の運営で収益が期待出来る可能性及び効果的な事業スキームの基本的な考え方について、地域特性を考慮しながら提案する。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出した場合は、速やかにその旨を電話連絡すること。

(4) 提出期間

平成27年3月19日（木）から平成27年3月31日（火）17時まで（必着）

(5) 留意事項

上記のプロポーザルテーマ1から5の作成にあたり共通する留意事項は、次のとおり。

①用紙のサイズは、日本工業規格A列4番縦型とすること。

②プリントは、片面とすること。

③文字のサイズは、11ポイント以上とすること。（図表等で用いる文字は除く）

④用紙の左側（綴る側）に20mm以上の余白を設けること。

⑤プロポーザルテーマ毎にページを付番すること。

⑥提案者名の記入、提案者名の特定が可能な記述及び提案者の企業ロゴマークの記入は、行わないこと。ただし、各用紙のヘッダ一部には提案者名を記入すること。

⑦組合に対して批判的な内容であっても、本プロポーザルの評価及び将来に亘る一切について、何ら影響（提案者の不利益）はない。

第6節 評価組織及び評価項目・評価基準等

第1項 評価組織

1次評価（書類評価）及び2次評価（ヒアリング）を行い、プロポーザル内容を総合的に評価し最優秀提案者を選定する組織として、組合の職員（全7人の予定）で構成する最優秀提案者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

第2項 評価項目・評価基準等

「公募型プロポーザルの評価項目等一覧（別紙1）」（以下「評価項目等一覧」という。）のとおり。

第7節 評価方法及び最優秀提案者の選定

第1項 1次評価（書類評価）

提案者の多少に関わらず、1次評価として書類評価を行う。

なお、1次評価は書類に記載された提案者名等を黒塗りし、提案者名の秘匿性を保持して行う。

(1) 対象とする評価項目

評価項目等一覧で規定する評価項目No.1からNo.7とする。

なお、当該評価項目の内、No.1及びNo.2は、1次評価で最終的な評価点が確定する。

(2) 上位者の選定

提案者が5者以上の場合は、1次評価で上位4者を選定し、第2項で規定する2次評価（ヒアリング）に進む提案者の数を限定する場合がある。

(3) 1次評価結果通知書の送付

①送付日

平成27年4月13日（月）

②送付先

全ての提案者

第2項 2次評価（ヒアリング）

2次評価としてヒアリング（提案者のプレゼン及び質疑応答）を行う。

なお、2次評価は第9節第1項①で規定するとおり一般に公開し、また、書類に記載された提案者名等を秘匿する措置は行わない。

(1) 2次評価に参加できる者

第1項(3)で規定する1次評価結果通知書に「2次評価の出席案内」が付記されている者とする。

(2) 提案者がプレゼンする範囲

評価項目等一覧で規定するプロポーザルテーマ1から5とするが、プレゼンする内容は、その一部・全部を問わず任意とする。

(3) 対象とする評価項目

評価項目等一覧で規定する評価項目No.3からNo.8とする。

なお、当該評価項目の内、No.3からNo.7は、提案者のプレゼン及び質疑応答の内容如何により、1次評価における評価点を各々補正（増、変わらず又は減）する。

(4) 開催日時

平成27年4月15日（水）から平成27年4月17日（金）の間で、組合が指定する日時とする。

(5) 開催場所

印西地区環境整備事業組合 3階会議室

(6) 出席人数の制限

各者4人までとする。

(7) 2次評価の時間配分

①プレゼンの時間は、30分以内とする。(プロジェクター等の設営時間を除く)

②質疑応答の時間は、20分以内とする。

(8) プレゼン及び質疑に対する応答を担当する者

特別の事情がない限り、第1節第6項(3)で規定する主任担当者若しくは統括担当者が、主導的な立場として担任すること。

(9) 発表資料

パワーポイント等の発表資料は、プロポーザル資料に記載している内容を逸脱していないことを条件とし、2次評価の開催日の当日、選定委員会の委員に配布及びスクリーンに投影することができるものとする。

ただし、当該発表資料の内容が当該条件を満たしているか、事前に事務局職員で確認したいことから、作成データをCD-R等に保存し、平成27年4月8日(水)17時までに持参又は郵送により提出すること。

なお、当該発表資料がプロポーザル資料と同一の場合は、当該事前提出の必要はない。

(10) 機器等の用意

机、椅子、スクリーン、プロジェクター、電源の延長コード及び電源は、組合で用意する。

第3項 最優秀提案者(受託候補者)の選定

評価項目等一覧に基づき1次評価及び2次評価を行った結果として、1次評価で確定した評価項目No.1及びNo.2の評価点に、2次評価における評価項目No.3からNo.8の評価点を足した合計評価点が最上位の者を最優秀提案者として選定する。

ただし、当該最上位の者が複数の場合は、評価項目No.1の見積金額が最も安価な者を最優秀提案者として選定し、当該見積金額も同額の場合は、くじ引きによる。

なお、最優秀提案者の合計評価点が、2次評価における配点の合計に対し6割に満たない場合は、本プロポーザルを無効とする。

第4項 2次評価結果通知の送付

(1) 送付日

平成27年4月22日(水)

(2) 送付先

2次評価を行った全ての提案者

第5項 契約締結前の提出物

最優秀提案者は、組合が指定する様式を用いた「見積書の内訳書」を速やかに提出すること。

第6項 契約締結

プロポーザル資料及びヒアリングの内容に基づき、組合と最優秀提案者で契約内容の協議を行い、平成27年4月27日（月）に、随意契約により契約を締結する予定とする。

なお、当該協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点提案者との契約協議を行う。

また、最優秀提案者が正当な理由なく当該協議又は契約締結を辞退する場合は、印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

第8節 失格要件等

第1項 失格要件

第1節第6項(1)で規定するもののほか、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ①提出書類に過不足がある場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③提案限度額を超過した見積書を提出した場合
- ④正当な理由なく2次評価に遅参又は欠席した場合
- ⑤本要項で規定する手続き以外で、評価委員会の委員及びその他組合職員等の関係者に、本プロポーザルに対する助言等を得ることを目的とした連絡及び接触を行ったと選定委員会が認める場合
- ⑥選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと選定委員会が認める場合

第2項 その他留意事項

- ①天災等の不測の事態により、書類提出の遅延及び2次評価に遅参又は欠席する恐れのある場合は、事前に連絡し指示を受けること。
- ②提出書類の修正及び再提出は、認めない。
- ③提出書類は、返却しない。
- ④提出書類は、評価等を行うにあたり必要最小限の範囲で複製を作成する。
- ⑤受注者が提出した書類の所有権、著作権及び利用権は、組合に帰属するものとする。
- ⑥参加申込書を組合が受け付けた後に本プロポーザルを辞退する場合は、平成27年4月8日(水)17時までに組合に電話連絡のうえ、辞退理由を記載した任意様式の辞退届を提出すること。
- ⑦参加申込者が1者であっても、本プロポーザルは実施する。
- ⑧選定委員会による評価の経緯等に関する問い合わせは、受け付けない。
- ⑨評価結果に対する異議申し立ては、受け付けない。
- ⑩本プロポーザル手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は計量法及び時間は日本の標準時とする。
- ⑪第7節第2項(10)で規定する機器等を除き、本プロポーザルに要する物品及び経費は、各企業で用意又は負担すること。
- ⑫最優秀提案者は、契約締結を経て業務完了までの間、業務の実施体制(別紙様式2)に記載した各担当者を変更することができない。ただし、退職等、止むを得ない事情がある場合は、組合が同等以上と判断する者に限り、変更することを可能とする。

第9節 情報公開

第1項 情報公開

事業の性質を鑑み、透明性の確保及び積極的な情報公開の推進を図るべく、次に掲げる公開及び公表を行う。

- ① 2次評価は一般に公開する。ただし、提案者は他の提案者の2次評価を傍聴することができないものとする。
- ② 2次評価の傍聴人に、評価項目等一覧で規定するプロポーザル資料を閲覧又は配布する。
- ③ 最優秀提案者の選定後、本プロポーザルで用いた資料の全てを組合のホームページで公表する。ただし、各担当者（最優秀提案者を除く）の職氏名は、黒塗りし秘匿する。
- ④ 最優秀提案者の選定後、2次評価の議事録を組合のホームページで公表する。ただし、説明者（最優秀提案者を除く）の職氏名は、当該議事録に記載しない。
- ⑤ 最優秀提案者の選定後、全提案者の1次評価結果及び2次評価結果における評価項目毎の評価点及び順位と合わせ、選定委員会の委員長による総括を組合のホームページで公表する。なお、これをもって最優秀提案者の選定理由及び非選定理由の公表とする。
- ⑥ 最優秀提案者の選定後、選定委員会の委員の職氏名を組合のホームページで公表する。

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画等作成業務委託 公募型プロポーザルの評価項目等一覧

評価対象となる資料等 (プロポーザル資料)	評価項目	評価基準（評価項目No.2以降は定性的な総合評価）	配点の配分	配点
見積書（任意様式）	No.1. 見積金額	本評価項目の配点×最も安価な提案者の見積金額／当該提案者の見積金額	左記のとおり。	
業務の実施体制（別紙様式2）	No.2. 業務の実施体制	各担当者に対する次に掲げる状況 ①選任する人数（予定） ②本業務に対する専任・兼任の別（予定） ③手持ち業務の状況 ④平成16年度以降における本業務に類似した一般廃棄物処理施設の整備に関する業務経験（業務が完了し引渡しが済んだ地方公共団体の発注に限る） ⑤論文発表及び表彰等の実績 ⑥保有資格 ⑦その他経歴事項	1：評価要素なし（配点を得られない） 2：劣る（配点の20%を得る） 3：やや劣る（配点の40%を得る） 4：及第（配点の60%を得る） 5：やや優れる（配点の80%を得る） 6：優れる（配点の100%を得る）	
プロポーザルテーマ1（別紙様式5） 【これまでの経緯の総括】	No.3. テーマ1	着目点・的確性・状況の把握力	同上	
プロポーザルテーマ2（別紙様式6） 【業務の実施方針】	No.4. テーマ2	着目点・的確性・実現性・想定される効果	同上	
プロポーザルテーマ3（別紙様式7） 【周辺住民との共存共栄】	No.5. テーマ3	着目点・的確性・企画力・創造性・実現性	同上	
プロポーザルテーマ4（別紙様式8） 【自然災害の教訓に学ぶ施設整備】	No.6. テーマ4	同上	同上	
プロポーザルテーマ5（別紙様式9） 【収益施設運営の可能性及び効果的な事業スキーム】	No.7. テーマ5	同上	同上	
ヒアリング	No.8. プレゼン能力	着目点・説明能力・質疑応答の的確性 コミュニケーション能力・積極的な姿勢	同上	
			配点合計	100

※評価にあたり端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てる。

※1次評価の対象：評価項目No.1からNo.7とする。（No.1及びNo.2は、1次評価で評価点が確定する）

※2次評価の対象：評価項目No.3からNo.8とする。（No.3からNo.7は、提案者のプレゼン及び質疑応答の内容如何により、1次評価における評価点を各々補正（増、変わらず又は減）する）

※最優秀提案者の選定：1次評価で確定したNo.1及びNo.2の評価点に、2次評価におけるNo.3からNo.8の評価点を足した合計評価点が最上位の者を最優秀提案者として選定する。

※配点は、最優秀提案者の選定後に公表する。